



# 島根県報

平成17年7月19日 (火)  
号外第72号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則

(水 産 課)

### 公布された条例等のあらまし

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則 (規則第99号)

#### 1 規則の概要

##### (1) 目的

新規自営漁業者に漁業への定着を支援するための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金を貸与することにより、県内の漁業の担い手を確保育成することを目的とすることとした。(第1条関係)

##### (2) 定義

この規則における「新規自営漁業者」を定義することとした。(第2条関係)

##### (3) 定着支援資金の貸与

定着支援資金の貸与に関する事項を定めることとした。(第3条 - 第10条関係)

##### (4) 貸与資金の返還

貸与資金の返還に関する事項を定めることとした。(第11条関係)

##### (5) 返還の免除

貸与資金の返還の免除に関する事項を定めることとした。(第12条関係)

##### (6) 延滞金

貸与資金の返還における延滞金について定めることとした。(第13条関係)

##### (7) その他

その他必要事項について定めることとした。(第14条 - 第16条関係)

#### 2 施行期日

平成17年10月1日から施行することとした。

## 規 則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第99号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、新規自営漁業者に漁業への定着を支援するための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに

必要な資金を貸与することにより、県内の漁業の担い手を確保育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「新規自営漁業者」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

- (1) 島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う漁労技術習得研修(以下「研修」という。)を受けた期間が12月以上の者
- (2) 研修終了時の年齢が40歳未満の者
- (3) 漁業就業計画認定申請書(様式第1号)に漁業就業計画書(様式第2号)を添えて知事に提出し、別に定めるところにより知事の認定を受けた漁業就業計画に従って、県内で新たに自ら漁業の経営を開始し、専業として漁業に従事する者

(新規自営漁業者定着支援資金の貸与)

第3条 県は、新規自営漁業者に無利息で漁業への定着を支援するための資金の貸付けを行う市町村に対し、予算の範囲内において当該貸付けに必要な資金の2分の1を超えない額の資金(以下「定着支援資金」という。)を無利息で貸与する。

(貸与金額)

第4条 定着支援資金の額は、月額75,000円以内とする。ただし、新規自営漁業者が、自ら居住するための住宅を所有している場合又は扶養親族(新規自営漁業者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で主として新規自営漁業者の収入によって生計を維持しているもの)以外の3親等以内の親族が所有する住宅の全部若しくは一部を無償で借り受けている場合にあつては、月額50,000円以内とする。

(貸与期間)

第5条 定着支援資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、第7条の規定により知事が定着支援資金の貸与を決定した日の属する月から1年以内とする。

(貸与の申請)

第6条 定着支援資金の貸与を受けようとする市町村は、新規自営漁業者定着支援資金貸与申請書(様式第3号)を新規自営漁業者の研修終了後1月以内に知事に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請に基づき、定着支援資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を市町村に通知するものとする。

(定着支援資金の請求)

第8条 市町村は、前条に規定する貸与の決定通知を受理したときは、新規自営漁業者定着支援資金貸与請求書(様式第4号)を当該決定通知の日から1月以内に知事に提出しなければならない。

(定着支援資金の貸与方法)

第9条 知事は、前条に規定する貸与請求書を受理したときは、新規自営漁業者定着支援資金借用証書(様式第5号)と引換えに定着支援資金を貸与する。

(償還期間等)

第10条 定着支援資金の償還の期間、方法及び期日は、次の表のとおりとする。

償 還 期 間	償 還 方 法	償 還 期 日
9年以内(5年以内の据置期間を含む。)	元金均等年賦償還	毎年3月25日(当日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日)

(繰上償還)

第11条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、定着支援資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

- (1) 市町村から資金の貸付けを受けた新規自営漁業者が県内において専業として漁業に従事しなくなったとき（疾病、負傷その他やむを得ない事由により漁業に従事できなくなったときを除く。）。
  - (2) 貸与金額又は貸与期間を変更させる事由のあったとき。
  - (3) 市町村から資金の貸付けを受けた新規自営漁業者が繰上償還を行ったとき。
- 2 前項の規定により定着支援資金を繰上償還しなければならない市町村は、その事由が生じた日から起算して1月以内に新規自営漁業者定着支援資金繰上償還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による繰上償還は、定着支援資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に行わなければならない。

（返還の免除）

第12条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）第2条の規定により債務の免除を受けようとする市町村は、新規自営漁業者定着支援資金返還免除申請書（様式第7号）に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 債務の免除を受けた市町村は、新規自営漁業者に対する当該貸付金の返還の債務を当該債務の免除を受けた額と同額以上免除しなければならない。

（延滞金）

第13条 市町村は、正当な理由がなく定着支援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りでない。

（届出）

第14条 市町村は、資金を貸し付けた新規自営漁業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 県内において専業として漁業に従事しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 第11条第1項第2号又は第3号に該当するとき。

（書類の経由）

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の支庁長又は水産事務所長を経由しなければならない。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、定着支援資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

漁業就業計画認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

印

計画の認定を受けたいので、別紙「漁業就業計画書」を提出します。

様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

漁 業 就 業 計 画 書

住 所  
氏 名  
生年月日

1 漁業就業時における漁業経営の目標

(1) 将来の漁業経営の構想

(2) 就業時における目標

就業地	就業時期			
労働力	氏 名	続 柄	年 齢	年間漁業従事日数

(3) 経営計画 ( 年間 )

漁業種類	対 象 魚 種	対 象 時 期	使用漁船トン数

注 各項目は、漁業種類又は対象魚種を異にするとに別欄に記入すること。

2 過去の漁業教育又は研修経験

学 校 教 育	学校の名称	所在地	修学期間
	教育内容、資格等		
その他漁業の技術、経営方法等を習得するための研修	研修先の名称	所在地	研修期間
	研修内容、資格等		

注 「その他漁業の技術、経営方法等を習得するための研修」の欄は、島根県漁業就業者確保育成センターが行う漁労技術習得研修以外の研修について記入すること。

3 収支計画

		今 後 の 計 画			
		1 年目	2 年目	3 年目	
漁 業 部 門	収	販 売 高	千円	千円	千円
	入	合 計 (A)			
	支 出	販 売 手 数 料	千円	千円	千円
		燃 料 費			
		漁 具 費			
		食 料 費			
種 苗 費					
餌 料	代 理 費				
氷 函	代 理 費				
加 工 資 材 費	費 用				
修 理 費	費 用				
消 耗 品 費	料 料				
漁 船 保 險	料 料				
乗 組 員 等 給 与	料 料				
乗 組 員 等 保 險	料 料				
営 業 費	課 税				
公 租 公 費	費 用				
減 価 償 却 費	費 用				
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 償 還 金	費 用				
そ の 他	費 用				
	合 計 (B)				
	差 引 損 益 (A - B = C)	千円	千円	千円	
漁業以外の事業	収 入	千円	千円	千円	
	支 出 (うち減価償却費)				
	差 引 損 益 (D)				
経 常 損 益 (C + D)		千円	千円	千円	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長

印

## 新規自営漁業者定着支援資金貸与申請書

資金の貸与を受けたいので、新規自営漁業者定着支援資金貸与規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 貸与対象期間

年 月 から 年 月 まで

## 2 貸与を受けたい額、新規自営漁業者への貸付額及び負担区分

貸与を受けたい額 (県から市町村が貸与を受ける額)	新規自営漁業者への貸付額	負 担 区 分	
		市町村費	県 費
円	円	円	円

## 3 対象となる新規自営漁業者の概要

住 所

氏 名

生年月日

就業年月日

## 4 添付書類

- (1) 漁業就業届
- (2) 研修修了確認書
- (3) 漁業就業計画書の写し
- (4) 当該貸付金に関する市町村の規程等
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長

印

新規自営漁業者定着支援資金貸与請求書

年 月 日付け 第 号で貸与決定通知のあった新規自営漁業者定着支援資金について、下記  
のとおり請求します。

記

請求金額

百万			千			円
----	--	--	---	--	--	---

様式第 5 号 ( 第 9 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

市町村長

印

新規自営漁業者定着支援資金借用証書

借用金額

百万			千			円
----	--	--	---	--	--	---

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則に基づき、下記条件を承認の上、上記金額を借用しました。

記

- 1 貸付利息 無利子
- 2 元金の支払期日 毎年 3 月25日
- 3 元金の支払額 各支払期日における元金の支払額は、知事から別途送付される新規自営漁業者定着支援資金借入台帳の償還年次表による。
- 4 延滞金 延滞元金につき年14.6パーセント
- 5 元金の支払場所 知事の指定する金融機関

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長

印

新規自営漁業者定着支援資金繰上償還明細書

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則第11条第1項の規定により下記のとおり繰上償還します。

記

借 用 年 度	貸与決定年月日	借 用 額	
繰 上 償 還 事 由		繰 上 償 還 額	
繰上償還の期間	年 月 から 年 月 まで		
償 還 期 日	償 還 金 額	償 還 期 日	償 還 金 額

様式第 7 号 ( 第12条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

市町村長

印

新規自営漁業者定着支援資金返還免除申請書

貸与を受けた資金の返還の債務の免除を受けたいので、新規自営漁業者定着支援資金貸与規則第12条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用金額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由
- 5 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類

